

## 調査計画

### 1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

任意後見契約に関する公証人の実態調査

### 2 調査の目的

法制審議会において、成年後見制度について調査審議が行われている中、同制度の一環である任意後見制度の利用が低調であることを踏まえ、公正証書が作成された任意後見契約の実態等を把握することで、ニーズに応じた制度改正を検討するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

公証人法（明治41年法律第53号）第11条の規定により、法務大臣が任命した公証人

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

公証人502名（令和7年4月1日時点）

(2) 報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

全国286か所に存在する公証役場の全ての公証人

### 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 任意後見の委任者（以下「本人」という。）及び任意後見受任者（以下「受任者」という。）の年齢

イ 受任者の立場及び作成依頼者の属性

ウ 任意後見契約締結の動機

エ 本人の契約意思の確認に係る本人との面接の可否

オ 本人と面接した場合における面接場所

カ 本人と面接できなかった場合における本人の意思確認方法

キ 締結に至った任意後見契約に占める、①移行型、②将来型、③即効型<sup>(注)</sup>のそれぞれの割合

(注) 移行型：通常の任意代理の委任契約から任意後見契約に移行することを予定する方式

将来型：将来、判断能力が低下した時点で任意後見の効力を発生させることを予定する方式

即効型：任意後見契約の締結の直後に契約の効力を発生させることを予定する方式

ク 締結された任意後見契約における第1号様式・第2号様式が用いられた件数

(注) 第1号様式：代理事項をあらかじめ列挙し、該当事項をチェックする方式  
第2号様式：代理事項を包括的に記載する方式

ケ 一つの任意後見契約における受任者の数等

コ 受任者が複数いる場合の代理権の所在

サ 受任者の報酬額

シ 任意後見契約の相談があったものの、締結に至らなかった経験の有無及び締結に至らなかった場合の理由

ス 任意後見契約後の手続等の説明内容

セ 任意後見契約を締結した後（任意後見契約書を作成した後）、代理権を追加し、又は、削除するために、新たに任意後見契約の公正証書を作成したことの有無

ソ 任意後見制度について、利用者が感じていると思われる不便・不都合な点

タ 任意後見制度について、公証人として感じた不都合や制度を改正すべきと感じた点

チ 任意後見契約に関連して他の公正証書を作成した経験の有無

ツ 任意後見契約に関連して他の公正証書を作成した経験が有る場合の公正証書の種類

(上記ア～ツにおいて、報告を求める事項を網羅しているが、その中には意識等に関する事項も含まれる。)

[集計しない事項の有無] 無 有

(2) 基準となる期日又は期間

令和7年5月及び6月（調査開始時直近2か月間に作成した公正証書の実績）

## 6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

配布：法務省－民間事業者－報告者

収集：報告者－民間事業者－法務省

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査（政府統計共同利用システム 独自のシステム 電子メール）

調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

法務省から調査事務を受託した民間事業者が、報告者に、独自システムによる回答フォームURLを電子メールに添付して送信する。

報告者は、回答フォームにアクセスしてオンライン上で回答することができる。

なお、本調査のオンライン調査については、法務省のセキュリティポリシーに則り実施する。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り  毎月  四半期  1年  2年  3年  5年  不定期  その他 ( )

(1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年)

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和7年8月上旬～9月26日

8 集計事項

任意後見契約に関する公証人の実態に関する集計

(集計事項一覧については、別添「任意後見契約に関する公証人の実態調査 集計表一覧」参照)

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 ( 全部公表  一部非公表  全部非公表)

(2) 公表の方法 ( e-Stat  インターネット (e-Stat以外)  印刷物  閲覧)

(3) 公表の期日

概要：令和7年10月末頃に法務省ホームページにおいて公表

詳細：令和7年12月中旬頃にe-Stat及び法務省ホームページにおいて公表

10 使用する統計基準等

使用する→ 日本標準産業分類  日本標準職業分類  その他 ( )

使用しない

本調査は、全公証人を対象とするものであり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地がないことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

区分	保存期間	保存責任者
調査票	5年	法務省民事局民事法制管理官
調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	常用	

## 任意後見契約に関する公証人の実態調査 集計事項一覧

表番号	集計事項
表1	本人及び受任者の年齢階級
表2	受任者の属性種別
表3	作成依頼者の属性種別
表4	任意後見契約締結の動機種別
表5	本人の契約意思確認時における面接の有無
表5-1	面接を実施した場合における場所種別
表5-2	面接を実施しなかった場合における意思確認の方法種別
表6	締結に至った任意後見契約の形式種別(移行型・将来型・即効型)
表7	締結に至った任意後見契約の形式種別(代理事項について)
表8	任意後見契約における受任者の人数等種別
表8-1	受任者が複数いる場合の代理権の所在種別
表9	受任者の報酬額種別
表10	相談があったものの、任意後見契約締結に至らなかった経験の有無
表10-1	任意後見契約締結に至らなかった理由種別
表11	任意後見契約締結後の手続等に係る説明種別
表12	任意後見契約締結後における代理権の追加又は削除のための公正証書の作成の有無
表13	任意後見制度に係る利用者の意識(不便・不都合を感じている点)
表14	任意後見制度に係る公証人としての意見の有無
表14-1	公証人として不都合を感じた点、制度を改正すべきと感じた点種別
表15	他の公正証書作成の有無
表15-1	作成した他の公正証書種別